

## 別紙 1

### 認証保育所の運用基準

#### (趣旨)

第1条 豊田市認証保育所交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する保育を必要とする児童の判定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (保育を必要とする状態)

第2条 本基準において「保育を必要とする」とは、保護者が別表に定める各項の運用基準に該当することをいう。「保護者」とは子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する者とする。

2 前項の判定において、要綱第3条に規定される交付金の交付対象者は、別表に定める保育要件証明書を市に提出しなければならない。

#### (子ども・子育て支援法施行規則第1条の5の保育の実施に該当する者)

第3条 要綱第2条中「子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号のいずれかに該当する者」とは、本基準において保育を必要とする状態である者とする。

#### (委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この基準は令和4年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の認証保育所の運用基準様式第1号から様式第10号までの規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の認証保育所の運用基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この基準は令和5年8月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 削除

別表（第2条関係）

運用基準表

形態（保護者の状況）	運用基準（保育を必要とする状態）	留意事項	保育要件証明書
1 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを状態とすること。	保護者が希望する期間に保護者の就労時間が月60時間以上である場合	3歳未満児に対して内職を常態とする場合は当該児童は保育を必要とする状態とはみなさない。	1 外勤 2 自営 3 内職 4 業務委託 就労証明書（様式第1号）
2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと	母親が出産の前後であるため保育ができない場合。ただし、産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまでとする。	「出産前後」とは、出産予定期の前後2月を含めた5ヶ月をいう（多胎児の場合は主産予定期と予定期前2か月と予定期後4か月）。なお、流産した場合は出産とみなす。	出産申立書（様式第2号）
3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	保護者が疾病を患い、若しくは負傷し、又は心身に障がいを有しているため保育ができない場合	1 原則として医師の診断証明書（病名、治療期間等の記入を要す。）をもって判定する。なお、症状等の変化が見込めず恒常に医療機関の受診がない場合は、各種手帳等をもって判定することができる。 2 3歳未満児の保育において聴覚障がいを理由に保育の実施は行わない。（聴覚障がいにおける保育リスクより親子関係成熟を優先させる。）	病気・障がい証明書（様式第3号）
4 同居の親族を常時介護又は看護していること	保護者が昼間において居宅内又は居宅外で常時看護等に従事しているため保育ができない場合		1 看護・介護証明書（様式第7号） 2 通学等付添 通園・通学証明書（様式第4号）
5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	地震、風水害、火災等によって、居宅を失い、又は居宅を失わないと破損した場合において、復旧のため保育ができないとき		公的な罹災証明等
6 学校教育法に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること 職業能力開発促進法若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を受けていること	大学、各種学校、職業訓練校等に求職を前提として1の項の運用基準に示す時間以上の就学、職業訓練をする場合	就学の場合は在学証明を提出させる。	就学証明書（様式第5号）
7 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第26条第1項第4号の通告等を受けた者の保護者が保育ができないとき		要保育意見書（様式第6号）

## 備考

- 4の項の運用については、1の項の運用基準中「就労日数」を「看護等日数」に、「就労時間」を「看護等時間」に読み替えて運用する。
- 幼稚園（保育所）降園以降に認可外保育施設を利用する児童において、各項の就労時間には当該児童の通園する幼稚園（保育所）の開所時間を含めない。